

命 令 書

申 立 人 X組合
執行委員長 A₁

被申立人 Y会社
代表取締役 B₁

上記当事者間の京労委平成31年（不）第1号 Y 不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、令和2年11月13日第2391回公益委員会議において、公益委員笠井正俊、同青木苗子、同佐々木利廣、同土田道夫、同藤井正大合議の上、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、下記内容を記載した文書を、申立人に手交しなければならない。

記

この度、京都府労働委員会から、当社が、貴組合からの団体交渉の申入れに対して団体交渉に応じなかったこと及び貴組合の組合員 A₂ に対して貴組合からの脱退に関して干渉したことは、不当労働行為であると認定されました。

ついては、今後このような行為をしないことを誓約します。

年 月 日

X組合

執行委員長 A₁ 様

Y会社

代表取締役 B₁

- 2 申立人のその余の申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要及び請求する救済内容の要旨

1 事案の概要

本件は、ベトナム人技能実習生に係る団体交渉についての被申立人の対応が、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「労組法」という。）第7条第2号の団体交渉拒否に、また、被申立人が、ベトナム人技能実習生に対し、申立人からの脱退に関する干渉をしたことが、労組法第7条第3号の支配介入に、それぞれ該当すると申立人が主張して、平成31年3月4日、当委員会に救済申立てを行った事案である。

2 請求する救済内容の要旨

被申立人は、次の行為をしたことがそれぞれ不当労働行為であることを認め、今後同様の不当労働行為を行わない旨の文書を申立人に交付するとともに、日本語及びベトナム語で被申立人の事業所に掲示すること。

- (1) 団体交渉を拒否したこと。
- (2) A₂（以下「A₂組合員」という。）に対し組合脱退を勧誘したこと。
- (3) A₃（以下「A₃実習生」という。）、A₄（以下「A₄実習生」という。）、A₅（以下「A₅実習生」という。）、A₆（以下「A₆実習生」という。）及びA₇（以下「A₇実習生」という。）に対し組合脱退を勧誘したこと。

第2 認定した事実及び判断

1 前提となる事実

(1) 当事者等

ア 申立人

申立人は、京都地域の労働者で組織される地域合同労働組合である。

イ 被申立人等

被申立人は、福知山市において、婦人・子供衣類を中心に縫製業を営む株式会社である。申立人の組合員であるA₂組合員が、被申立人の事業場に就労した平成29年7月当時、被申立人は、A₂組合員のほか、A₃実習生、A₄実習生、A₅実習生、A₆実習生及びA₇実習生（以下「A₃実習生ら」という。）の5名のベトナム人技能実習生を雇用していた。

ウ 監理団体

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）上、団体監理型技能実習については、監理団体による実習監理

を受ける必要があったが、被申立人は、A₂組合員が被申立人の事業場に就労していた当時は、監理団体である C₁ 協同組合(以下「C₁協同組合」という。)の実習監理を受けて、ベトナム人技能実習生の技能実習を行っていた。

(2) 本件の主な事実経過

ア 平成29年7月15日、A₂組合員は、被申立人の事業場に就労した。

イ 平成30年6月17日、A₂組合員は、申立人に加入した。

ウ 7月2日、申立人の A₈ 執行委員 (以下「A₈執行委員」という。)は、被申立人に同日付け申入書 (以下「7月2日付け申入書」という。)をファックス送信し、ベトナム人技能実習生の組合加入を通告するとともに、団体交渉を申し入れた。なお、同通告においては、当時、被申立人が雇用していた6名のベトナム人技能実習生のうち、いずれの者が組合に加入したかについては、記載がなかった。また、同日、A₈執行委員は、C₁協同組合に同日付け要望書を送付し、C₁協同組合に未払賃金の支払等について被申立人を指導するよう要望した。

エ 7月10日、A₈執行委員は、C₁協同組合にA₂組合員の未払残業代の支払等を求める同日付け要求書を送付した。また、同日、被申立人の本件代理人である B₂ 弁護士 (以下「B₂弁護士」という。)は、申立人に、同日付けファックスで、前記ウの申入れに関する受任を通知するとともに、申立人に加入した技能実習生の特定等を求めた。

オ 7月18日、A₈執行委員は、C₁協同組合に「合意書(案)」と題する書面 (以下「本件合意書案」という。)を送付した。

本件合意書案には、次の文面が記載されていた。

「 合意書 (案)

Y会社 (以下甲という)、C₁協同組合 (以下乙という) と X組合 (以下丙という) は、甲の社員であり丙の組合員である A₂ (以下丁という) に関わる労使紛争について以下の通り合意したので合意書を作成する。

1、甲は、2017年7月1日から2018年6月30日の間の未払い賃金合計

1,766,663 円を 2018 年 8 月末日までに、丙の指定する口座に銀行振り込みにより支払う。

2、甲は、2018 年 7 月 1 日以降、丁の賃金について、法律に従い正確に支払う事を確認する。(時間給は少なくとも京都府最低賃金の 856 円以上とし、

1日8時間、週40時間を超える時間外労働は25%の割増、休日労働は35%の割増率を乗じた額とする)

- 3、乙は、すみやかに丁の新たな就労先をあっせんする事を約束する。新たな就労先に就職するまでの間は甲での勤務を継続する。
- 4、甲は、丁のパスポート、強制貯金、保険証、年金手帳をすみやかに本人に返還する。
- 5、甲および乙は、本件労使紛争および丁の丙への加入を理由とした丁への不利益扱いをしないことを約束する。
- 6、本合意成立の証として、本書4通を作成し、甲乙丙丁、各1通所持するものとする。

以上

2018年7月 日

甲 Y会社
代表取締役

乙 C₁協同組合
代表理事 C₂

丙 X組合
執行委員長 A₉

丁 組合員 A₂ 」

カ 7月23日、A₈執行委員は、C₁協同組合のC₂代表理事（以下「C₂代表」という。）から、被申立人は申立人との「合意」を拒否するとしているとの連絡を受けた。

キ 8月1日、A₈執行委員は、B₂弁護士に架電し、申立人に加入したのはA₂組合員であることを告げた上で、同弁護士に本件合意書案をファックス送信した。

ク 8月5日、送出機関のC₃と称する者（以下「C₃」という。）及び広島県福山市所在のC₄会社のC₅代表取締役（以下「C₅社長」という。）が、被申立人事業場でA₂組合員と面談した。その際、A₂組合員は、「脱退について」と題する書面（以下「本件A₂脱退届」という。）に署名・押印した。

本件A₂脱退届には、次の文面が記載されており、日本語とベトナム語が併記され、日本語は印字、ベトナム語は手書きでの記載であった。

「2018年8月5日

X組合 様

A₂ ㊟

脱退について

việc rời khỏi công đoàn

私 A₂ ㊟ は2018年8月5日を持ちまして貴組合を脱退します。

tôi A₂ vào năm 2018 tháng 8 ngày 5 xác nhận ra khỏi công đoàn.]

ケ 8月6日、被申立人のB₁代表取締役（以下「B₁社長」という。）及びB₃取締役（以下「B₃事務長」という。）は、A₂に本件A₂脱退届を申立人に送るための封筒に宛名書きと差出人欄の署名（以下「宛名書き等」という。）をさせようとした。

コ 8月10日、B₂弁護士は、申立人に同日付け通知をファックス送信し、申立人からの団体交渉日時等の設定の求めに対し、申立人の交渉方法が労組法第6条の許容する交渉方法なのか説明することを求める等として、これに応じなかった。

サ 8月12日、A₃実習生らが申立人に加入した。

シ 8月13日、B₂弁護士は、申立人に同日付け通知をファックス送信し、A₈執行委員は労使紛争に関して非弁行為を犯しており、同人を警察に出頭させるよう求め、A₈執行委員が警察に出頭し刑事処分の結果が確認できるまで、申立人との交渉を停止する等と通知した。

ス 8月14日、申立人は、被申立人に同日付け申入書（以下「8月14日付け申入書」という。）を送付し、A₂組合員及びA₃実習生ら被申立人が雇用する技能実習生全員が組合に加入したことを通知した上で、未払賃金の支払等を交渉事

項とする団体交渉を申し入れた。同日、B₂弁護士は、申立人に同日付け通知をファックス送信し、A₈執行委員が警察に出頭し、刑事処分の結果が確認できるまで、申立人との団体交渉は停止する等と通知した。

セ 8月18日、B₂弁護士は、A₂組合員に「もう必要がなくなったから返す」と言って、本件A₂脱退届を手交した。

ソ 9月11日、A₂組合員は、岐阜県羽島市所在のシェルターに避難した。

タ 9月15日、B₁社長及びB₃事務長（以下「B₁社長ら」という。）は、A₃実習生らに賞与の給付を約束した。同日、A₃実習生らの「組合員脱退届」と題する書面（以下「組合員脱退届」という。）が作成された。

チ 9月25日、B₁社長は、申立人に前記タのA₃実習生らの組合員脱退届を郵送した。

ツ 平成31年3月4日、A₂組合員は、被申立人に未払賃金の支払等を求めて、労働審判を申し立てたところ、同事件は、令和元年5月10日調停成立により終結した。

2 本件の争点

(1) 申立人からの団体交渉の申入れに対する被申立人の対応は、労組法第7条第2号の団体交渉の拒否に該当するか。

(2) 被申立人は、次の行為を行うことにより、労組法第7条第3号の支配介入を行ったか。

ア A₂組合員に対して、申立人からの脱退に関して干渉すること。

イ A₃実習生らに対して、申立人からの脱退に関して干渉すること。

3 争点に対する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1)について

ア 申立人

(ア) 平成30年8月1日、A₈執行委員は、B₂弁護士に、電話で「組合員はA₂組合員」であることを告げた上で、A₂組合員の名前を明確に記載したファックス送信をしている。このため、同日以降は、組合員が特定できないことを理由に、団体交渉を拒否することはできない。

(イ) 本件合意書案について、C₁協同組合は監理団体の責任に基づき対応したものであり、申立人は団交権に基づき行動したものであることから、他人間の法律事件に関与したわけではなく、非弁行為（弁護士法（昭和24年法律第

205号) 第72条) には該当しない。また、申立人、C₁協同組合ともに、非弁行為の要件である「報酬を得る目的」を満たすものでもない。

本件合意書案は、あくまで「案」であり、被申立人が同意しなければ、効力を有するものではない。

したがって、非弁行為に関する被申立人の主張は失当であり、被申立人に団体交渉を拒否する正当な理由はない。

- (ウ) 被申立人は、A₈執行委員を警察に出頭させ、刑事処分が確認できるまで「団体交渉を停止する」などとして、団体交渉を拒否しているが、不合理な対応である。

イ 被申立人

- (ア) 平成30年8月1日前は、組合員が特定できず、交渉のしようがなかった。

- (イ) 平成30年8月1日以降については、申立人担当者が、C₁協同組合とともに、被申立人を無視して本件合意書案を作成したこと及び被申立人に本件合意書案への署名押印を強要したことは、弁護士法が禁止する非弁行為に当たる。このような方法で団体交渉を行う申立人担当者の交代を求めることは、合理的なものであり、担当者の交代があるまで団体交渉を拒否することは、正当な理由がある。

また、非弁行為という犯罪行為を手段として交渉する者は労組法第6条に規定する交渉権限を有さず、そのような交渉手段は同条に規定する団体交渉には該当しない。

- (ウ) 被申立人は、非弁行為という犯罪行為が是正されるまでの間、団体交渉を停止したものであり、団体交渉を拒否したのではない。

- (エ) 申立人担当者は、被申立人と協議することに先んじて、まずC₁協同組合と協議して同者との間で本件合意書案を作成することによりA₂組合員との労使紛争の解決を図ったものであり、このような申立人担当者の交渉の進め方からも、同人の交代を求めることは、合理的なものであり、担当者の交代があるまで団体交渉を拒否することは、正当な理由がある。

(2) 争点(2)アについて

ア 申立人

平成30年8月5日に、C₃及びC₅社長を被申立人事業場に呼び、A₂組合員から本件A₂脱退届を騙取し、それをB₁社長らが預かり、さらに同月6日、そ

れを申立人に送付するために、虚偽説明を交えながら執拗にA₂組合員に対し封筒に記入させようとし、A₂組合員がそれを拒否すると残業禁止命令を出し、さらにA₂組合員から本件A₂脱退届の返還を求められても返還しなかったという、被申立人の一連の行為は、組合弱体化を意図した組合脱退工作である。

イ 被申立人

平成30年8月5日に本件A₂脱退届が作成された際のA₂組合員、C₃及びC₄社長のやり取りについては、B₁社長らはその場に居合わせていなかったのだから知らない。B₁社長らは、C₃から本件A₂脱退届を渡され、申立人に送ってほしいとA₂組合員が言っていると聞いたため、同人に差出人の自署を求めたものである。

また、残業に関しては、A₂組合員に残業を依頼することは、多額の残業代を請求される中、紛争の拡大につながると考え、これを避けたものである。

したがって、被申立人は、ことさら組合脱退を働きかけたことはない。

(3) 争点(2)イについて

ア 申立人

被申立人は、A₃実習生らに対し、申立人を脱退し、申立人への再加入も行わずに帰国に至ることを条件に、1人当たり少なくとも15万円以上の金銭を支払うことを約束する内容で、組合脱退工作を行った。

イ 被申立人

被申立人は、3年目の技能実習生には、平成30年9月に20万円、同年12月に10万円を、2年目の技能実習生には、同年9月に10万円、同年12月に5万円を支払ったが、これは、未払昇給分として支払ったものであり、組合脱退を条件としたものではない。

また、A₃実習生らの脱退届は、平成30年9月15日の賞与に関する話合いの後、同人らが組合脱退の方法を教えてほしいと依頼してきたので、その場に居合わせた通訳人の協力を得て作成したものである。

したがって、被申立人は、ことさら組合脱退を働きかけたことはない。

4 認定した事実

(1) A₂組合員の就労からA₂組合員の顕名前までの経緯

ア 平成29年7月15日、A₂組合員は、被申立人の事業場に就労した。この当時、被申立人の事業場においては、A₂組合員を含め6名のベトナム人技能実習生

が就労しており、このうち、A₃実習生、A₄実習生及びA₅実習生は平成28年7月から、A₆実習生及びA₇実習生はA₂組合員と同期で平成29年7月から同事業場に就労していた。

イ 平成30年6月17日、A₂組合員は、長時間労働や低賃金について相談するため、名古屋在住の神父の紹介で、申立人の事務所を訪れ、同日、申立人に加入した。

ウ 7月2日、A₈執行委員は、被申立人に架電して予告した上で、7月2日付け申入書をファックス送信し、ベトナム人技能実習生の組合加入を通告するとともに、①未払賃金を支払うこと、②被申立人における休日を記したカレンダー（＜証拠略＞）のとおり休日を付与すること、③パスポートを返還すること、④強制貯金を返還すること、⑤健康保険証及び年金手帳を返還することを交渉事項として、団体交渉を申し入れた。なお、7月2日付け申入書においては、前記アの6名のベトナム人技能実習生のうち、いずれの者が申立人に加入したかについては、記載がなかった。

エ 同日、A₈執行委員は、C₁協同組合に同日付け要望書を送付し、C₁協同組合に未払賃金の支払等について被申立人を指導するよう要望した。

オ 7月初旬ごろ、B₃事務長は、自らが管理していた技能実習生らのパスポート、健康保険証及び年金手帳を技能実習生らに返却した。

カ 7月10日、A₈執行委員は、同日付け要求書をC₁協同組合に送付し、A₂組合員に関し、①未払残業代1,766,663円の支払、②他の実習先の紹介、③パスポート、強制貯金、健康保険証及び年金手帳の返還を要求した。これは、A₈執行委員が、C₂代表から、監理団体として話を収めるためには、申立人と被申立人との間で合意しなければならない、要求があるのであれば具体的に教えてほしいと伝えられたため行ったものであった。

キ 同日、B₂弁護士は、申立人に同日付け受任通知をファックス送信し、①7月2日付け申入書の対応を受任したこと、②前記ウの②ないし⑤については、現在、要求の前提となっている事実がないこと、③前記ウの①については、誰の、いつの時期の、幾らの賃金を要求しているかを特定しないと回答不能であることを通知した。

ク 7月18日、A₈執行委員は、C₁協同組合に本件合意書案を送付した。これは、A₈執行委員が、C₂代表から、解決の方向性についての意向を聴いたので、それを具体化した案として作成したものであり、C₁協同組合は監督権限がある

ことから適正に対処してくれると考え行ったものであった。

ケ 7月23日、A₈執行委員は、C₂代表から、被申立人は申立人との「合意」を拒否するとしているとの連絡を受けた。

コ 7月24日、A₈執行委員は、B₂弁護士に架電し、これまでの経緯を説明するとともに、団体交渉の交渉日の設定を求める旨伝えた。

サ 7月30日、B₂弁護士は、申立人に同日付け通知をファックス送信し、①被申立人には申立人からの書面は一切届いていないこと、②前記ウの①については、誰の、いつの期間の、幾らの賃金を要求しているかを特定しないと調査すら不可能であることを通知した。

シ 7月31日、A₈執行委員は、B₂弁護士の留守番電話に①C₁協同組合との協議の経緯、②就業規則及び寄宿舍規則の送付を求めること、③団体交渉の交渉日の設定を求めることを内容としたメッセージを残した。

ス 同日、B₂弁護士は、申立人に同日付け通知をファックス送信し、①前記シの留守番電話のメッセージを確認したこと、②申立人の組合員の存在を説明しない限り一切の協議に入らないことを通知した。

(2) A₂組合員の頭名

ア 平成30年8月1日、A₈執行委員は、B₂弁護士に架電し、申立人に加入したのはA₂組合員であることを告げた上で、同弁護士にファックス文書を送信し、①本件合意書案を送付するとともに、②就業規則の送付を求め、さらには、③団体交渉の交渉日の設定を求めた。

イ 同日以降8月30日までの間、他の技能実習生については残業を命じられることがあったが、A₂組合員は残業を命じられることがなくなった。

(3) 本件A₂脱退届作成の経緯

ア 平成30年8月5日、C₃及びC₅社長は、被申立人の事業場を訪れた。C₃は、6名の技能実習生を食堂に集め、そこで仕事の話をした後、A₃実習生らには寮に戻るよう命じ、A₂組合員には事務所に行くように命じた。

イ A₂組合員が、C₃とともに、事務所に行くと、そこにはC₅社長が待っており、A₂組合員、C₃及びC₅社長の3者で面談が行われることとなった。C₃は、A₂組合員に対して「あなたは会社を訴えた。あなたが主導して訴えたことが会社にもばれているので、会社側はあなたが嫌いだから、あなたはここではもう働けない。それで広島に行く必要がある」と言った。

ウ さらに、C₃は、A₂組合員に、本件A₂脱退届に署名しないと広島の人に
移籍できないと言った。A₂組合員は、本件A₂脱退届の文面中、「công đoàn」
の意味が分からなかったことから、本件A₂脱退届の内容を理解できていなか
ったが、C₃から前記のとおりこれに署名しないと広島の人に移籍できない
との説明があったため、これに署名・押印した。

エ その後、C₃は、A₂組合員が署名・押印した本件A₂脱退届をB₁社長らに預
けた。その際、C₃は、B₁社長らに本件A₂脱退届を申立人に送るよう依頼し
た。

オ 同日、A₂組合員は、「công đoàn」の意味を調べ、それが労働組合であるこ
とを知り、本件A₂脱退届の意味するところを理解した。そこでA₂組合員は、
A₃実習生らと話し合い、技能実習生6名の連名で、「X組合を辞めたくはあり
ません」等と記載した文書を作成した。

(4) 平成30年8月6日の被申立人事業場における経緯

ア 平成30年8月6日の朝、B₃事務長は、A₃実習生に、今日からA₂組合員に
も2時間の残業を命じると言った。

イ 同日の昼の休憩時間、B₁社長らは、A₂組合員を事務所に呼び出し、本件A
₂脱退届を申立人に送るための封筒に宛名書き等をさせようとした。その際、
B₃事務長は、A₂組合員本人が書かなければ被申立人が無理矢理書かせたこと
になると、A₂組合員に説明した。

しかし、A₂組合員は、すでに、「công đoàn」の意味、ひいては本件A₂脱退
届の意味を理解しており、これを申立人に送りたくないと考えていたため、「công
đoàn」の意味が分からないふりをして、前記封筒への宛名書き等の記載を拒否
した。

そこで、B₃事務長は、C₃に架電し、同人から宛名書き等をするよう説得さ
せたが、A₂組合員は本件A₂脱退届の意味が分からないと言って宛名書き等を
拒んだ。

このため、B₃事務長は、A₃実習生を事務所に呼び、同人から宛名書き等を
するよう説得させたが、A₂組合員はこれに応じなかった。

ウ 同日の終業後、B₁社長らは、再度A₂組合員を事務所に呼び出し、本件A₂
脱退届を申立人に送るための封筒に宛名書き等をさせようとした。

この面談の冒頭、B₁社長は、A₂組合員に、今日から残業なしになると発言

した。

B₃事務長は、A₂組合員が宛名書きをすることができるよう平仮名の見本を示したが、A₂組合員が宛名書きを拒んだため、宛名は自分が書くので、差出人欄の署名だけでもA₂組合員に記載させようとした。また、B₁社長は、本件A₂脱退届がないと広島の人に転籍できないと発言したり、翻訳ソフトで本件A₂脱退届の内容を説明しようとしたが、最終的に、A₂組合員は、宛名書きも差出人欄の署名も行わなかった。

この面談の最後、B₃事務長は、A₂組合員に、もう今日残業はありませんと発言した。

この面談の途中、A₂組合員は本件A₂脱退届を返すよう求めたが、B₃事務長はこれを拒否した。

(5) A₂組合員のシェルター避難までの経緯

ア 平成30年8月6日、A₈執行委員は、B₂弁護士にファックス文書を送信し、

①就業規則の送付と、②団体交渉の日時及び場所の案を示すよう求めた。

イ 8月7日、A₈執行委員は、B₂弁護士にファックス文書を送信し、前記アの

①及び②を督促した。

ウ 8月9日、A₈執行委員は、B₂弁護士に架電し、前記アの①及び②を督促した。

エ 8月10日、B₂弁護士は、申立人に同日付け通知をファックス送信し、①合意書を一方的に送り付け、金銭の支払を求める申立人の交渉方法は、正当な労働組合の活動とは評価できないとした上で、②C₁協同組合を仲介又は代理させる交渉方法は非弁行為となる可能性があるとして、このような交渉方法が労組法第6条の許容する交渉方法なのか説明することを求め、さらに、③申立人は法が許容していない行為を行っているとして、申立人の交渉担当者が労組法第6条の定める交渉権限を有するのか説明を求めるとともに、④現在までの申立人の対応はまともな対応ではないとして、申立人の交渉担当者の交代を求めた。

オ 8月12日、A₂組合員及びA₃実習生らが、申立人の事務所を訪れ、A₃実習生らが申立人に加入した。その際、A₈執行委員は、A₂組合員から同人が被申立人に何らかのサインを求められたと聞いた。

カ 8月13日、申立人のA₁₀書記長及びA₈執行委員は、前記オのA₂組合員が求

められたサインの内容を確認するため、B₁社長らとの面談を求めて、被申立人の事業場を訪れた。B₁社長らは、弁護士に話すように等として、面談を拒否した。

キ 同日、B₂弁護士は、申立人に同日付け通知をファックス送信し、①A₈執行委員は、C₆組合を代理人としてC₁協同組合と交渉させ、本件合意書案を作成したとして、これは二重の非弁行為に当たると主張した上で、②A₈執行委員を警察に出頭させるよう求め、③A₈執行委員が警察に出頭し刑事処分の結果が確認できるまで、申立人との交渉は停止する、また、④平然と非合法の手段を是とする申立人との団体交渉は停止する、さらに、⑤不当労働行為として申し立てることはしかるべくであると通知した。

ク 8月14日、申立人は、被申立人に8月14日付け申入書を送付し、A₂組合員及びA₃実習生ら被申立人が雇用する技能実習生全員が組合に加入したことを通知した上で、①未払賃金の支払、②A₂組合員の残業禁止措置をやめること及び同人の実習先変更の策動をやめること、③労働条件通知書を交付すること、④給与明細を交付すること、⑤就業規則、寄宿舍規則及び36協定を開示すること、⑥有給休暇の取得方法を周知すること、⑦不当労働行為を行わないこと、⑧技能実習生の居住スペースの確保、⑨新たな実習先を希望する者への対応を要求事項として団体交渉を申し入れた。

ケ 同日、B₂弁護士は、申立人に同日付け通知をファックスし、①被申立人に直接連絡することを禁止する、②平然と非合法の手段を是とする申立人との団体交渉は停止する、③A₈執行委員を警察に出頭させることを求める、④A₈執行委員が警察に出頭し、刑事処分の結果が確認できるまで、申立人との団体交渉は停止する、⑤不当労働行為として申し立てることはしかるべくであると通知した。

コ 8月18日、B₂弁護士は、ベトナム語の通訳C₇(以下「C₇」という。)を伴い被申立人の事業場を訪れ、新たに作成した寄宿舍規則についてA₂組合員及びA₃実習生らに説明した。その際、B₂弁護士は、A₂組合員に「もう必要がなくなったから返す」と言って、本件A₂脱退届を手交した。また、A₂組合員及びA₃実習生らは、C₇を通じ、B₁社長らに対し、給与等の不満について話した。

サ 9月11日、A₂組合員は、岐阜県羽島市所在のシェルターに避難した。

(6) その後の経緯

ア 平成30年9月11日、B₁社長らは、A₃実習生らから給与の不满を聴き、その不满への対応を約束した。

イ 9月15日、B₁社長らは、A₃実習生、A₄実習生及びA₅実習生ら3年目の技能実習生には30万円、A₆実習生及びA₇実習生ら2年目の技能実習生には15万円の賞与の給付を約束した。

同日、技能実習生との通訳のため被申立人の事業場に居合わせたC₇の協力を得て、A₃実習生らの組合員脱退届が作成された。同組合員脱退届には、申立人から脱退する旨及び「2018年9月15日」との届出日が、日本語及びベトナム語で併記されていた。その後、A₃実習生らは、同組合員脱退届に署名・押印を行った。

ウ 9月25日、B₁社長は、自ら封筒に宛名書きをした上で、預かっていた前記イのA₃実習生らの組合員脱退届を申立人に郵送した。

エ 平成31年3月4日、A₂組合員は、被申立人に未払賃金の支払等を求めて、労働審判を申し立てたところ、同事件は、令和元年5月10日調停成立により終結した。

5 判断

(1) 申立人からの団体交渉の申入れに対する被申立人の対応は、労組法第7条第2号の団体交渉の拒否に該当するか。(争点(1))

ア 前記4(1)ウのとおり、申立人は、7月2日付け申入書により、①未払賃金を支払うこと、②被申立人における休日を記したカレンダーのとおり休日を付与すること、③パスポートを返還すること、④強制貯金を返還すること、⑤健康保険証及び年金手帳を返還することを交渉事項として、団体交渉を申し入れた。このうち、①及び②は労働条件に関する事項であり、③ないし⑤は労働関係における労働者の取扱いに関する事項であり、いずれも使用者に処分可能なものであるから、7月2日付け申入書によって交渉事項とされたものは、全て義務的団交事項に当たると解される。

また、前記4(5)クのとおり、申立人は、8月14日付け申入書により、①未払賃金の支払、②A₂組合員の残業禁止措置をやめること及び同人の実習先変更の策動をやめること、③労働条件通知書を交付すること、④給与明細を交付すること、⑤就業規則、寄宿舍規則及び36協定を開示すること、⑥有給休暇の

取得方法を周知すること、⑦不当労働行為を行わないこと、⑧技能実習生の居住スペースの確保、⑨新たな実習先を希望する者への対応を交渉事項として、団体交渉を申し入れた。このうち、①ないし⑥は労働条件に関する事項であり、⑦ないし⑨は労働関係における労働者の取扱いに関する事項であり、いずれも使用者に処分可能なものであるから、8月14日付け申入書によって交渉事項とされたものは、全て義務的団交事項に当たると解される。

したがって、7月2日付け申入書及び8月14日付け申入書による団体交渉の申入れに対して、被申立人は、正当な理由がない限り、これを拒否できない。

イ そこで、被申立人において団体交渉を拒否することについて正当な理由があるか否かについて検討するに、被申立人は、まず、平成30年8月1日前は、組合員が特定できず、交渉のしようがなかったと主張する。この点、前記4(1)ウのとおり、平成30年7月2日の時点では、申立人は、当時被申立人に在籍した6人の技能実習生のうち、いずれの者が申立人に加入したかについて、明らかにしていなかった。このため、前記4(1)キ、サ及びスのとおり、被申立人は、申立人に加入した技能実習生の特定を求めた。

これに対し、申立人は、前記4(2)アのとおり、8月1日、B₂弁護士に電話で組合に加入したのはA₂組合員であることを告げた上で、本件合意書案をファックス送信した。前記1(2)オのとおり、本件合意書案には、A₂組合員の名が記載されており、申立人に加入したのが、A₂組合員であることは、本件合意書案からも明白であった。

以上により、申立人は、申立人に加入したのがA₂組合員であることを被申立人に明らかにしたのであるから、8月1日前の時点においてはともかく、8月1日以降においては、被申立人は、申立人の組合員が特定されないことを理由に団体交渉を拒否することはできない。

ウ 次に、被申立人は、申立人担当者が、C₁協同組合とともに、被申立人を無視して本件合意書案を作成したこと及び被申立人に本件合意書案への署名押印を強要した行為は、弁護士法が禁止する非弁行為に当たり、このような方法で団体交渉を行う申立人担当者の交代を求めることは、合理的なものであり、担当者の交代があるまで団体交渉を拒否することは、正当な理由があると主張する。

しかしながら、弁護士法が罰則（第77条第3号）をもって非弁行為を禁止す

る立法趣旨は、無資格者が不当な利益を得る目的で他人間の紛争に介入し、当事者の権利又は利益を侵害することを防止しようとするところにある。一方、使用者が団体交渉義務を負うのは、労組法所定の要件により決するものであり、申し入れられた事項が義務的団交事項であり、組合員が特定されている限り、使用者は団体交渉義務を負うこととなる。すなわち、申立人が非弁行為を行ったか否かと団体交渉を拒否する正当な理由の有無とは別の問題であり、申立人が非弁行為を行ったことを、団体交渉を拒否する正当な理由とすることはできない。

加えて、そもそも、C₁協同組合又は申立人の行為に非弁行為と認められるものはない。

弁護士法第72条により弁護士以外の者が関与することが禁止されている法律事件とは、「他人間」の法律事件であると解されている。この点、監理団体であるC₁協同組合は、違法就労の排除等について適正な監査を行い、その結果に基づいて実習実施者を適切に指導すべき作為義務があると解され（福岡高等裁判所平成22年9月13日判決（プラスパアパレル協同組合（外国人研修生）事件・労働判例1013号6頁）、これを怠った場合には、技能実習生に対して賠償責任を負うこともある立場にある。C₁協同組合は、前記4(1)カのとおり、申立人に具体的要求事項を教えるよう求めたり、前記4(1)クのとおり、本件合意書案の作成に関与したりしているが、これは、前記のような監理団体としての責務を果たすための行為であり、前記の「他人間」の法律事件への関与とは認められない。

また、申立人との関係では、前記4(1)クのとおり、申立人は本件合意書案を作成したが、これは、申立人の組合員に係る労使紛争の解決のための行為であり、前記の「他人間」の法律事件への関与とは認められない。

さらに、非弁行為禁止の違反が成立するためには、行為者に「報酬を得る目的があること」を要するが、C₁協同組合又は申立人が、本件合意書案作成をはじめA₂組合員と被申立人の労使紛争の解決に関して、報酬を得ようとしていた事実は認められない。

以上のとおり、C₁協同組合又は申立人の行為に非弁行為と認められるものはないから、被申立人の主張はその前提を欠くものである。

エ また、被申立人は、①非弁行為という犯罪行為を手段として交渉する者は労

組法第6条に規定する交渉権限を有さず、②そのような交渉手段は同条に規定する団体交渉には該当しないとも主張する。

①に関しては、労組法第6条は、現実に団体交渉を行う権限を有する者は誰かという点について規定したものである。したがって、本条は、仮に、労働組合が非弁行為を行ったとしても、そのこととは無関係な規定であり、被申立人の主張は、本条の解釈を誤ったものと解される。

②に関しては、前記ウで判断したとおり、申立人が非弁行為を行ったか否かと団体交渉を拒否する正当な理由の有無とは別の問題であり、申し入れられた事項が義務的団交事項であり、組合員が特定されている限り、使用者は団体交渉義務を負うこととなり、申立人が非弁行為を行ったことを、団体交渉を拒否する正当な理由とすることはできない。

オ また、被申立人は、非弁行為という犯罪行為が是正されるまでの間、団体交渉を停止したものであり、団体交渉を拒否したのではないとも主張する。

しかしながら、被申立人は、「交渉を停止する」と称して、申立人の団体交渉の実施に応じなかったのであるから、被申立人の対応は団体交渉を拒否したと評価すべきものである。

カ さらに、被申立人は、申立人担当者が、被申立人と協議することに先んじて、まずC₁協同組合と協議して同組合との間で本件合意書案を作成することによりA₂組合員との労使紛争の解決を図ったものであり、このような申立人担当者の交渉の進め方からも、同人の交代を求めることは、合理的なものであり、担当者の交代があるまで団体交渉を拒否することは、正当な理由があると主張する。

たしかに、前記4(1)の経緯のとおり、被申立人には申立人からの書面は一切届いておらず、組合員が誰かも承知していない状況であった被申立人に、前記4(2)アのとおり、本件合意書案をファックス送信した申立人の姿勢には、やや強引な点がみられる。しかしながら、申立人が主張するように、本件合意書案は「案」にとどまり、当事者である被申立人が合意しない限り効力を有しないこと、前記4(5)エ、キ及びケのとおり、被申立人が、非弁行為等を理由としてかたくなに団体交渉を拒否し続けたことを踏まえると、被申立人が主張する申立人の交渉の進め方をもって、団体交渉を拒否する正当な理由と評価することはできない。

キ 以上のとおり、被申立人は、団体交渉を拒否する正当な理由がないにもかかわらず、前記4(2)ア並びに(5)ア、イ、ウ及びクのとおり、申立人が団体交渉開催の申入れを行ったことに対し、前記4(5)エ、キ及びケのとおり、これを拒否した。このような被申立人の対応は、労組法第7条第2号の団体交渉の拒否に該当する。

(2) 被申立人は、A₂組合員に対して、申立人からの脱退に関して干渉することにより、労組法第7条第3号の支配介入を行ったか。(争点(2)ア)

ア この点、申立人は、平成30年8月5日及び8月6日の被申立人の一連の行為が、組合弱体化を意図した組合脱退工作であると主張する。

しかしながら、8月5日の本件A₂脱退届にA₂組合員が署名・押印した経緯については、前記4(3)ア、イ及びウのとおり、被申立人の事務所において、A₂組合員、C₃、C₅社長の3者の面談が行われた際、C₃が、本件A₂脱退届に署名をしないと広島に移籍できないとA₂組合員に説明をして、これへの署名を促した結果、同組合員が署名・押印したものであり、この経緯に関して、被申立人は直接関与するものではなかった。

イ 一方、その後の経緯においては、前記3者の面談終了後、前記4(3)エのとおり、被申立人は、C₃から本件A₂脱退届を預かった。

その翌日の8月6日、前記4(4)イ及びウのとおり、被申立人は、昼の休憩時間及び終業後、A₂組合員を事務所に呼び出し、本件A₂脱退届を申立人に送るための封筒に宛名書き等をさせようとした。その際、A₂組合員が拒否しようとしているにもかかわらず、C₃やA₃実習生に説得させたり、平仮名による見本を示したり、翻訳ソフトで本件A₂脱退届の内容を説明しようとしたり、さらには、本件A₂脱退届がないと広島の人に会社に移籍できないと説明するなど、被申立人の行為は、執拗に同組合員に宛名書き等を迫るものであった。そして、このように迫った理由は、前記4(4)イのとおり、A₂組合員本人が宛名書き等をしなければ、被申立人が無理矢理書かせたことになるとの認識を被申立人は持っていたからであった。

また、前記4(4)アのとおり、8月6日の被申立人による一連の説得をする前には、一旦、A₂組合員に残業をさせる予定であったにもかかわらず、前記4(4)ウのとおり、A₂組合員が宛名書き等を拒んだところ、被申立人は、再び、「今日から残業なしになる」と残業させないことを示唆し、最終的にA₂組合

員が説得に応じなかった結果、「もう今日残業ありません」と現に残業をさせないこととした。

さらに、前記4(4)ウのとおり、終業後の面談の途中に、A₂組合員は本件A₂脱退届を返すよう求めたが、被申立人はこれを拒否した。

ウ 前記アで判断したとおり、本件A₂脱退届にA₂組合員が署名・押印した経緯に関して、被申立人は直接関与するものではなかった。しかしながら、労働組合からの脱退に関する干渉は、団結権という憲法第28条が保障する最も根源的な権利の行使に対する介入行為であるところ、前記イにおいて判断した被申立人が行った、①本件A₂脱退届を預かるという行為、②執拗に宛名書き等を迫る行為、③本件A₂脱退届の返還を拒否した行為は、いずれも組合脱退に関する明白かつ直接的な干渉行為であり、④本件A₂脱退届を送付しないと残業させないことの示唆及び実行も、支配介入であることの補強事実と評価できる。そして、前記イにおいて判断した被申立人による、⑤A₂組合員本人が宛名書き等をしなければ、被申立人が無理矢理書かせたことになるとの認識は、被申立人が脱退工作による組合弱体化の意図を有していたことを示す事実である。

そうであれば、これら、①本件A₂脱退届を預かるという行為、②執拗に宛名書き等を迫る行為、③本件A₂脱退届の返還を拒否した行為、④本件A₂脱退届を送付しないと残業させないことの示唆及び実行から成る被申立人の一連の行為は、A₂組合員の申立人からの脱退に関して干渉することにより支配介入を行ったと評価すべきものである。

エ この点、被申立人は、B₁社長らはC₃から本件A₂脱退届を渡され、申立人に送ってほしいとA₂組合員が言っていると聞いたため、同人に差出人の自署を求めたものであると主張する。

たしかに、A₂組合員は、ベトナム人技能実習生であることから、日本語がそれほど堪能ではなく、被申立人が日常的に全般にわたり世話をしていたことが容易に推認でき、被申立人が本件A₂脱退届の署名に立ち合っていなかったことから、このような世話の一環として、C₃からの依頼を引き受けたとの側面があることも直ちに否定できない。

一方、前記ウで判断したとおり、前記ウ①ないし④の行為は、組合脱退に関する明白かつ直接的な干渉行為ないしそれを補強する事実であるところ、被申立人が主張するように、仮に、被申立人の行為が単にA₂組合員の意思を実現

すべく宛名書き等の自署を求めたというのであれば、これらの一連の行為に関しては、そもそも被申立人が本件A₂脱退届を預かる必要はない、働きかけが執拗に過ぎる、本件A₂脱退届をA₂組合員に返還しない必要はない、残業をさせないことの示唆も実行も必要ないとの評価が妥当し、被申立人が主張するような単にA₂組合員の意思を実現するための行為に留まるものとは評価できない。

むしろ、前記ウ⑤のA₂組合員本人が宛名書き等をしなければ、被申立人が無理矢理書かせたことになるとの認識は、脱退工作に係る被申立人の支配介入意思を明確に示すものと考えられる。

また、被申立人の一連の行為が組合に及ぼす影響については、これによりA₂組合員が脱退すれば、申立人組合の組合活動への支障が生じる可能性があることは明白である。

以上を総合すれば、被申立人の行為は、A₂組合員に宛名書き等の自署を求めることが申立人組合弱体化の結果を生じさせ、又はそのおそれがあることの認識に基づくものと評価できるものであるから、被申立人の主張は採用できない。

(3) 被申立人は、A₃実習生らに対して、申立人からの脱退に関して干渉することにより、労組法第7条第3号の支配介入を行ったか。(争点(2)イ)

ア 申立人は、被申立人が、A₃実習生らに対し、申立人を脱退し、申立人への再加入も行わずに帰国に至ることを条件に、1人当たり少なくとも15万円以上の金銭を支払うことを約束する内容で、組合脱退工作を行ったと主張する。

たしかに、前記4(6)イのとおり、平成30年9月15日、被申立人は、A₃実習生らに賞与の給付を約束し、同日、A₃実習生らの組合員脱退届が作成された事実が認められる。しかしながら、被申立人が、A₃実習生らに組合脱退等を条件として金銭を支払うと約束した証拠はない。

また、このほか、被申立人が、A₃実習生らに対して、申立人からの脱退に関して干渉したという事実は認められない。

イ 以上のとおりであるから、被申立人は、A₃実習生らに対して、申立人からの脱退に関して干渉することにより、支配介入を行ったとは認められない。

(4) 救済方法について

前記(1)及び(2)で判断した団体交渉拒否及び支配介入の不当労働行為に対する

救済方法について、主文のとおり文書の手交を命じることとする。

なお、申立人は、前記第1の2のとおり、文書の掲示も求めているが、主文のとおり命じることにより足りると認められる。

第3 法律上の根拠

以上の認定した事実及び判断に基づき、当委員会は、労組法第27条の12及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第43条を適用して、主文のとおり命令する。

令和2年12月9日

京都府労働委員会
会 長 笠井 正俊